

スペイン、特許審査ハイウェイについて、コロンビア、
イスラエル、韓国の各国との覚書に調印

2013年10月11日
JETRO デュッセルドルフ事務所

スペイン特許商標庁（SPTO）は、コロンビア商工監督局（SIC）との特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムを実施する技術協力に関する覚書に9月23日に調印した旨、9月24日にプレスリリースした。

さらに、SPTOは、10月2日付のプレスリリースにおいて、イスラエル特許庁（ILPO）と、近い将来にPPHプログラム実施に合意すべく二国間協力を強化する旨の覚書に9月24日に調印した旨と併せて、同日に韓国知的財産庁（KIPO）との間でPPH MOTTAINAIを開始する覚書にも調印した旨を報じた。

通常のPPH申請においては、出願人が最先に特許出願をした庁（第一庁）の審査結果に基づいてのみ可能とされている。PPH MOTTAINAIの開始によって、SPTO・KIPOの間では、どの庁を第一庁として特許出願したかにかかわらず、特許可能との審査結果に基づいてPPHの利用が可能となる。

SPTOによる各覚書への調印は、世界知的所有権機関（WIPO）の第51回加盟国総会開催期間中（9月23日～10月2日）に開催された各二庁間会合において実施されたものであり、スペイン企業の国際化を促進する意図でなされたものであるとこれらのプレスリリースは報じている。

— SPTOのプレスリリース（スペイン語）は、以下参照 —

[Firma de Convenio de Colaboración entre Colombia y España para facilitar y acelerar la obtención de Patentes](#)

[Firma de Acuerdos Internacionales](#)

（以上）